

## 只見町『只者じゃない』ブランド認証要項

### (目的)

第1条 この要項は、自然首都・只見の誘客対策と観光産業の魅力向上を促進する為、只見町の資源を活用した地場製品のブランド化を図り、地場産業の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において「認証」とは、地場製品について、原材料、品質及び表示等の一定の基準を設定し、その基準に適合するものについて認証することをいい、消費者に認識できるよう、認証製品にはマークを付すことをもって行う。

### (只見町『只者じゃない』ブランド推進委員会)

第3条 認証基準を定める特産品等の選定及びブランドの認証に関する重要事項の審議の為、只見町『只者じゃない』ブランド推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、只見町『只者じゃない』ブランド推進委員をもって組織する。
- 3 推進委員の任命は、只見町長の委嘱により決定する。

### (認証基準)

第4条 只見町『只者じゃない』ブランドの認証基準は、別紙『只見町 只者じゃないブランド認証基準』に基づき認証するものとする。

- 2 前項のブランドに認証する食品については、食品衛生法に沿った製造・生産並びに表示基準が満たされていること。
- 3 食品以外については、各々の製品に関する関係法令や安心・安全に関する基準を満たしているものとする。

### (認証申請・認証決定等)

第5条 只見町『只者じゃない』ブランド認証を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、只見町『只者じゃない』ブランド認証申請書（様式第1号）を事務局へ申請することとする。

- 2 前項の申請は、認証を受けようとする商品を添付して行うものとする。
- 3 第1項に規定する申請が行われた場合は、委員会で製造・生産等に関し、認証基

準と照合、審査し、認証を決定するものとする。

- 4 審査会の審査員及び開催内容は、委員会で決定する。
- 5 会長は前項の規定により認証を決定したときは、当該申請者に対して認証書（様式第2号）を交付するものとする。

（認証マークの表示）

第6条 第5条の規定により認証を受けた商品の製造者・生産者・販売者は、別に定める只見町『只者じゃない』ブランド認証マークを当該商品の容器または包装に印刷表示等ができる。

- 2 前項の認証マークの印刷表示に要する費用は、認証製造者・生産者・販売者の負担とする。

（認証書記載事項の変更届）

第7条 認証製造者・生産者・販売者は、交付された認証書（以下「交付認証書」という。）の記載事項に変更があった場合は、当該交付認証書を添付して、速やかに、認証記載事項変更届出書（様式第3号）により会長に届け出るものとする。

- 2 会長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出者に対して、必要な記載事項を記入した認証書を交付するものとする。

（認証者の責務等）

第8条 認証製造者・生産者・販売者は、自らの意思による申請を前提に、自主申告・自主管理を原則とすることから、認証品に問題が生じた場合の責任は、製造者・生産者・販売者自身に帰属するものであり、認証品の事故等の発生については一切の責任を負うこととする。

- 2 認証製造者・生産者・販売者は、前項に定める事故等の内容が確認できたときには事務局に速やかに連絡すること。
- 3 認証製造者・生産者・販売者は、認証産品について販売実績等の報告を委員会から求められた場合、報告しなければならない。
- 4 認証製造者・生産者・販売者は、認証マークの不正使用をしてはならない。
- 5 認証製造者・生産者・販売者は、認証産品の製造・生産・販売を中止、または廃止しようとする場合には認証産品中止・廃止届出書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(認証の取消し)

第9条 会長は、認証製造者・生産者・販売者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該商品に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 認証産品中止・廃止届出書(様式第4号)の届け出があったとき
- (2) 認証マークを不正に使用したとき
- (3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、只見町『只者じゃない』ブランド認証に関して必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年9月29日から実施施行する。